

報告第9号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	200,000 円	令和6年1月29日午後1時20分頃、我孫子市つくし野171番地我孫子市立久寺家中学校敷地内において、校舎の屋上部分の外壁の一部が剥がれ、校舎3階部分の屋根に落下し、その衝撃により砕け散った当該外壁の破片が、校舎付近に駐車中の賠償相手方の乗用車に当たり、当該乗用車のフロントガラス、リアドアパネル等を損傷させた。	令和6年5月7日
			市 100% 相手方 0%
2	136,158 円	令和6年1月29日午後1時20分頃、我孫子市つくし野171番地我孫子市立久寺家中学校敷地内において、校舎の屋上部分の外壁の一部が剥がれ、校舎3階部分の屋根に落下し、その衝撃により砕け散った当該外壁の破片が、校舎付近に駐車中の賠償相手方の乗用車に当たり、当該乗用車のフロントガラスを損傷させた。	令和6年5月7日
			市 100% 相手方 0%